

クレールルーキア概念

前野弘志

序

前五世紀アテーナイの植民市は、アポイキアとクレールルーキアとに大別される。クレールルーキアとは、第一に支配領域の保全の為に第二に貧困市民の扶養とそれに伴う重装歩兵の増強のために建設された „Militarkolonie“ を意味する。⁽¹⁾ 比較的最近では一種の駐留軍と見なす説もある。⁽²⁾ クレールルーキアはアテーナイに独自の植民形態であり、その構成員は母市民権を保有する。独立のポリスを形成せず、母市に従属の植民である。軍事的性格が強く、アテーナイの政治的軍事的支配の重要な支柱となった。⁽³⁾ クレールルーキアに関する以上のような解釈を、ここでは便宜上「クレールルーキア概念」と呼ぶこととする。これは、アポイキアつまり „Ackerbau-kolonie“ と対になる概念である。⁽⁴⁾

さてこの時期の植民市は何故アポイキアとクレールルーキア

とに大別されるのか。その理由は恐らく、植民市を意味する古代語にこれら二つの語があったからであろう。両語の間に何らかの意味用法の違いを期待し、従来アポイキアとクレールルーキアとの違いについてしばしば論じられてきた。⁽⁵⁾ アポイキアとクレールルーキアとを互いに相異なる二種の植民形態を意味する語であると見做すからには、古代人自身がこのことを認識していたという前提がそこにはあったはずである。⁽⁶⁾ しかし果たして古代人は、そのことを実際に認識していたのだろうか。

小稿の目的は、(1)クレールルーキア概念の形成過程、(2)クレールルーキアという語の時代的分布、(3)アポイコイとクレールルーコイとの関係、これら三点の分析を通して、古代人がアポイキアとクレールルーキアとを相異なる植民形態として認識していたかという問題を検討することにある。

註(1) Schultess, „Κληρονομία“, *Pauly-Wissowa, Real-En-*

第一章 クレールキア概念の形成過程

そもそも、前五世紀の同時代人による、クレールキアの定義は存在するのだろうか。Schulthess は彼の論文の中で、⁽¹⁾ 古人によるクレールキア概念の規定として以下の五例の史料を掲げている。

Harpokr. s. v. (後二世紀頃)

Hesychios. (後五世紀頃)

Demosth. VIII. (前三八四—三三二)

Isokr. Paneg. 107. (前四三六—三三八)

Plut. Per. 11. 5. (後五〇—二二〇頃)

これを見て明らかなのは、第一に、いずれの史料も前五世紀に属さないという点である。イソクラテスは確かに前五世紀を生きたが、彼の人生の大半は前四世紀に属する。第二に、Schulthess の論文の題が、*“κρηρόθυοι”* であるにもかかわらず、これら五例の史料は、クレールキア、クレールキアに限らず、エポイコイをも含んでいる点である。このことは、クレールキアの性格を規定する史料が、時代的枠を取り払って見ても、非常に乏しいことを示す。以上の理由から、古人によるクレールキアの定義そのものはそもそも存在しない、ましてや前五世紀の同時代人による定義は皆無であると言える。

では現在通用しているクレールキア概念は、いかにして規定されたのか。クレールキア概念が最初に提唱されたのがいつか不明であるが、恐らく Hermann, Kirchhoff, Foucart, Swoboda, Ed Meyer 等を経て、⁽²⁾ 今世紀初頭 Busolt & Swoboda や Schulthess 等が、これを完成させた⁽³⁾と考へても間違いないだろう。本章では、*“κρηρόθυοι”* あるいは、*“Keruchiai”* と題される彼等の研究を取り上げて、クレールキア概念が形成された過程を検討する。両研究の構成はいずれも、(1)定義、(2)時代順の事例紹介、(3)諸側面の分析、からなっている。(1)は(2)(3)の結論である。ここで注目したいのは、概念構築の材料としていつの時代の史料が用いられたかという点である。

表1 クレールーキア概念形成に用いられた史料一覧

Diod. XI. 60.	(1) サラミス
Nep. Kim. 2.	IG. i. Suppl. la. p57.
Plut. Kim. 8.	IG. ii. 469. =IG. ii ² . 1008.
Diod. XVI. 34. 4. vgl. IG. ii. 795f, Z133.	IG. ii. 594. =IG. ii ² . 1027.
IG. XII. 8. 688.	Aristot. <i>Aθ. πολ.</i> 54. 8.
IG. XII. 8. Praef. 175.	Aristot. <i>Aθ. πολ.</i> 62. 2.
IG. ii. 5. 834b.	vgl. IG. ii ² . 1225ff.
Col. II. 63. =SIG. II ² . 587. Z275.	(2) カルキス
Aristot. <i>Aθ. πολ.</i> 62.	Hdt. V. 77.
Xen. Hell. IV. 8. 15.	Hdt. VI. 100.
Xen. Hell. V. 1. 31.	Ael. var. hist. VI. 1.
Ps. Demsth. I. IX. 4.	IG. i. Suppl. Nr. 27a.
(5) アンドロス	IG. XII. 9. 905ff.
Plut. Per. 11.	Thuk. VIII. 95.
Diod. XI. 88. 3.	(3) レームノス・イムブロス
Paus. I. 27. 5.	Hdt. V. 26.
Andok. III. 9.	Hdt. VI. 41./136./140./
(6) ナクソス	Hdt. VIII. 11./80.
Plut. Per. 11.	IG. i. 228ff.
Diod. XI. 88. 3.	IG. i. 233ff.
Paus. I. 27. 5.	IG. i. 238ff.
Andok. III. 9.	IG. i. 239ff. vgl. IG. i. 236. Z2c.
Plato. Euthyphr. 4. 4C.	IG. i. 443.
IG. XII. 5. Praef. 13. Nr. 1244.	IG. i. 444.
(7) カリュストス	IG. ii ² . 30.
Diod. XI. 88. 3.	IG. ii ² . 1224. Z15.
Paus. I. 27. 5.	Demsth. IV. 34.
Andok. III. 9.	IG. XII. 8. Nr. 2ff./46ff.
IG. i. 229.	IG. ii ² . 1222ff.
IG. i. 230.	Andok. III. 12.
(8) ヘステイアイア	IG. XII. 8. 2. vgl. IG. XII. 8. 7.
Thuk. I. 114. vgl. Thuk. VII. 57. 2.	IG. ii. 5. 834b.
Diod. XII. 7.	Col. II. 63. =SIG. II ² . 587. Z275.
Diod. XII. 22. vgl. Plut. Per. 23.	Aristot. <i>Aθ. πολ.</i> 62.
Theopompos. Frg. 146M.	Xen. Hell. IV. 8. 15.
Strabo. X. 445c.	Xen. Hell. V. 1. 31.
Thuk. VIII. 95. 7.	Ps. Demsth. LIX. 4.
(4) スキュロス	Thuk. I. 98. 2.

- Polyb. XXX. 18. 18a.
IG. XII. 5. 2. Testiml 363.
- (18) サモス
01. 107. 1./104. 4.
Strab. XIV. 638.
Herakl. Pont. 10[7]
Diog. Laert. X. 1.
Aisch. geg. Tim. I. 53.
Zenob. II. 28.
Demosth. π. *συμμορ*. XIV. 16.
Diod. XVI. 34.
Demosth. VIII. 6.
Ps. Demosth. XII. 16.
Liban. Hypoth.
Demosth. VIII.
- 4世紀以降のクレールーコイに関して
- (19) メーロス
Xen. Hell. II. 2. 9.
Xen. Hell. VI. 1.
Plut. Lys. 14.
IG. XII. 3. 197ff.
- (20) アイギナ
Xen. Hell. II. 2. 9.
Xen. Hell. VI. 1.
Plut. Lys. 14.
IG. XII. 3. 197ff.
- (21) レームノス・イムプロス
IG. XII. 8.
- (22) スキュロス
IG. XII. 8.
- (23) サモス
Isokr. XV. 111.
Demosth. XV. 9.
FHG. II. 216.
Diod. XVIII. 8./18.
Nep. Timoth. 1.
IG. II². 108.
Aristot. Rhet. II. 21, 1395A. Z18.
FHG. II. 622. =Zenob. II. 28.
Philochoros. Frg. 131. bei Diony.
- IG. I. 28.
IG. I. 29.
IG. XII. 9.
- (9) エレトリア
IG. I. 339. =SIG³. 65.
IG. I. 244.
IG. I. 447. Z13.
IG. XII. 9.
- (10) シノーペー
Plut. Per. 20.
- (11) アスタコス
Memnon von Herakleia. 20.
FHG. III. 536.
Strabo. X. 1. 3.
Diod. XII. 34. 5.
- (12) アミノス
Theopompos. (Frg. 202.)
Strabo. XII. 547.
Plut. Lucull. 19.
Plut. Appian. Mithr. 83.
- (13) アイギーナ
Thuk. II. 27.
Diod. XII. 44.
- (14) レスボス
Thuk. III. 50.
SIG³. 70. =IG. i. Suppl. Nr. 96.
Antiph. V. 47./77-79.
Isokr. IV. 107.
IG. XII. 9.
Thuk. VIII. 22.
- (15) スキオーネ
Thuk. V. 32.
Diod. XII. 76.
Isokr. Paneg. IV. 109.
- (16) メーロス
Thuk. V. 116.
- (17) デーロス
Thuk. V. 1./32.
Diod. XII. 73./77.
Bull. hell. XXXV. S12. Z13.

- (1) 建設目的
 軍事的目的
 Harpokr. s. v.
 Hesyehios.
 Plut. Per. 11.
 Libian Hypoth. Demosth. VIII.
 Isokr. Paneg. 107.
- 経済的目的
 Aristoph. Wolk. 213.
 Demosth. g. Lept. XX. 115.
 Isokr. Paneg. IV. 108.
 Aisch. π. παραπρ. II. 175.
 Andok. V. Fried. III. 9.
 IG. i. 30.
 IG. i. Suppl. Nr. 279.
- (2) クレールーコイ、アポイコイ、エポイ
 コイの違い
 違いがある事実
 Demosth.
 IG. i. Suppl. Nr. 116. 2. 9.
 Thuc. III. 50. 2.
 IG. i. Suppl. Nr. 96. =SIG³. 76.
 IG. i. 340.
- 母市のピューレーに属する
 IG. ii². 30a. Z13; Z22.
 IG. ii². 30b. Z6; Z114.
 IG. ii². 2.
 IG. ii². 650.
 IG. ii². 960.
- 母市のデーモスに属する
 IG. i. 443.
 IG. i. 444.
 IG. i. 446. vgl. SIG³. 77.
 IG. ii². 1222ff.
 IG. XII. 8. 3ff.
 IG. XII. 47ff.
 IG. XII. 666.
- 母市市民権保持
 IG. i. 443.
 IG. i. 444.
- Hal. Deinarch. 13. 665.
 Schol. Aisch. I. 53.
 IG. II. 2. 699. Z20.
 Diod. XVIII. 18. 9.
 Aristot. Rhet. II. 6. 1384B. Z32.
 Diod. XVIII. 18. 9.
 Plut. Phok. 28.
 SIG³. 312.
- (24) ボティダイア
 IG. II². 114. =SIG³. 180.
 Demosth. VI. 20.
 Ps. Demosth. VII. 10.
 Isokr. XV. 108./113.
 Polyain. III. 10. 15.
 Demosth. II. 7.
 Demosth. IV. 35.
 Demosth. VI. 70.
 Demosth. VII. 101.
 Diod. XV. 8.
- (25) ケロンネーソス
 Diod. XVI. 34. 4.
 IG. II. 2. 795f. Z133.
 IG. II². 126. vgl. IG. II. 2. 701.
 Demosth. XXIII.
 103./167./170./173./178.
 Demosth. XVIII. 27.
 Aisch. II. 9./72.
 Demosth. IX. 15.
 Demosth. VIII. 6.
 IG. II². 228. =SIG³. 255.
 Demosth. XVIII. 71./93./139.
 Iustin. IX. 1.
- (26) その他
 Xen. mem. II. 8. 1.
 Xen. mem. II. 7. 2.
 Xen. Hell. V. 1. 31. vgl. IG. II.
 14. =IG. II². 30.
 IG. II. 17. =IG. II². 43. =Tod.
 123.
 Diod. XV. 23./29.

- IG. ii². 1011. Z59.
 IG. ii². 1227. Z38.
 ストラテegos
 IG. XII. 8. 47.
 Bull. hell. IX. 50.
 Bull. hell. IX. 54.
 ヒッパルコス
 IG. ii. 488. frg. a. Z1f.
 IG. ii. 593. 10f.
 IG. ii. 595. 17.
 Aristot. *Aθ. πολ.* 61. 6.
 Aristot. *Aθ. πολ.* 62. 2.
 Wilhelm. Herm. XXIII. 454ff. Z5f.
 Wilhelm. Herm. II. Z13.
- (5) 貨幣鑄造権
 IG. XII. 8. p19.
- (6) 義務
 軍役義務
 Thuk. III. 5. 2.
 Thuk. IV. 28. 4.
 Thuk. V. 8. 2.
 Thuk. VII. 57. 2.
 Verlistlisten.
 滞在義務 (母市での役職免除)
 Aisch. I. 53.
 Pollux. VIII. 81.
 Phot. Hesych. *ἰμβριοι*.
 Bull. hell. XII. (1888)6.
- 公共奉仕義務の免除
 Demosth. XX. 18.
 Demosth. XX. 28.
 Demosth. XIV. 16.
- (7) 評議機構
 IG. ii². 1222ff.
 IG. ii². 672.
 IG. ii². 1008. Z75ff.
 IG. ii². 1011. Z53.
 IG. XII. 8. 3ff.
 IG. XII. 8. 15ff.
 IG. XII. 8. 46ff.
- IG. ii. 592-594=ii². 1222ff.
 IGA. Nr. 9.
 Bull. hell. VII. 154ff.
 Bull. hell. IX. 50ff.
 IG. ii. 591=ii². 1222.
 IG. ii. 465./39=ii². 1009.
 Bull. hell. IX. 54.
 Bull. hell. IX. 58.
 Bull. hell. IX. 63.
 IG. ii1353.
- (3) 土地問題
 分配
 Aristoph. Wolk. 203.
 Thuk. III. 50.
 Plut. Per. 34.
 賃貸
 IG. ii. 14=ii². 30. frg. b. Z4. vgl. Z7.
 Thuk. III. 50.
 IG. i. Suppl. 96(p20) Z3ff.
 Ael. var. hist. VI. 1.
 IG. i. Suppl. 27a.
 IG. i. Suppl. 25ff.
- (4) 派遣役人
 アルコーン
 Aristot. *Aθ. πολ.* 54. 8.
 Aristot. *Aθ. πολ.* 62. 2.
 IG. ii². 1227.
 IG. ii². 1008. Z76.
 IG. ii². 1228.
 IG. XII. 8. 19.
 IG. XII. 8. 63.
 IG. XII. 8. 47.
 IG. XII. 8. 48.
 IG. XII. 8. 666.
 Demosth. IV. 27.
 BCH. XIII. 415.
 エピメレータイ
 IG. XII. 8. 4.
 IG. ii². 1008. Z83.

- (9) 司法
 IG. i. 29, Suppl. p12.
 Antiph. V. 47.
 Plato. Euthyphr. 2. 4.
 Pollux. VIII. 81. *Σκυρια δικη*.
 Hesych. Phot. *Ιμβροι*.
 IG. XII. 8. 47.
- (10) 宗教
 Thuk. VII. 57. 2.
 IG. XII. 8. 7.
 IG. ii². 1223.
 IG. ii². 8. 53.
 Aristot. *Αθ. πολ.* 54. 8.
 IG. ii². 1008. Z83.
 IG. ii². 1011. Z55.
 IG. ii². 1227.
- IG. XII. 8. 666.
 IG. XII. 8. 47.
 IG. ii². 672. Z34.
 IG. ii². 672. Z13ff.
 IG. ii². 2. 1223.
 IG. XII. 8. 63.
 IG. XII. 8. 2.
 IG. ii². 1008. Z8.
 IG. ii². 1227. Z22.
 SIG³. 662.
 Aristot. *Αθ. πολ.* 62. 2.
- (8) 政体 (母市に対する政治的従属性)
 IG. i. 28.
 IG. i. 29.
 IG. XII. 8. p3.
 IG. ii. 592=ii². 1223. 19ff.
 Herm. XXIII. 454ff. Nr. II. Z18.

第一に注目すべき点は、研究対象に時代的限定がなく、前五〇九年から前一六六年までの全てのクレールルーキアが取り扱われている事実である。広い視野はクレールルーキア研究を巨視的に行おうという研究者の意欲の現れであろうが、広い視野故の欠点も免れない。約三四〇年間を包括的に扱うと、クレールルーキアの各時代的特徴が明確化されず、超時代的なクレールルーキア像を造り出す危険性がある。

第二に注目すべき点は、概念構築の材料として前四世紀の史料がいかに多く用いられたかという事実である。クレールルーキアの諸特徴、例えばクレールルーキアは母市市民権を保持した植民者から構成されること、行政、司法、などの面で母市に対して従属的であること、これらはほとんど全て前四世紀の碑文史料に依拠している。軍事植民たる所以の、植民者の武装能力、軍役義務、遠征などは確かに前五世紀の史料によっても確認される事実であるが、より専門的な軍役人、ストラテゴス、ヒツパルコス、その他行政役人、アルコーン、エピメラータイが本格的に植民市に派遣され始めたことが確認されるのは、前四世紀の碑文史料になってからのことである。クレールルーキアの主要な特徴はことごとく前四世紀の史料によって裏づけられていると言える。

クレールルーキア概念を形成過程、特に概念形成のために使用された史料の側面から見ると、それは、クレールルーキアに関する乏しい史料の中で比較的豊富に残されている前四

世紀の碑文史料を主な材料として構築されたと言えるだろう。⁽⁴⁾極言すれば、前五世紀に適用されてきたクレルルーキア概念は前四世紀の史料の産物なのである。

註(1) Schultess, op. cit., SS. 814-816.

(2) Poucart, P, "Memoire sur les colonies atheniennes," *Mém. Ac. Inscr.* IX. 1878. 323./Swoboda, H, "Zur Geschichte der attischen Kleruchen," *Serta Herculana*. 1896. 21ff./Kirchhof, A, *Berl. Ak. Abh.* 1873. Ed. Meyer, *Forschung zur alten Geschichte*. Halle. 1892. Hermann, K. F, *Lehrbuch der griechischen Staatsaltertümer*. Heiderberg. 1855.

(3) Schultess, op. cit., SS. 814-831./Busolt & Swoboda, op. cit., SS. 1271-1280.

(4) 前五世紀アテーナイの植民市に関する史料の限界は以下の別表に示す通り。

第二章 κληρουχία という語の時代的分布

現行のクレルルーキア概念が材料の点から前四世紀の産物であると言えるなら、前五世紀にはクレルルーキア概念は存在しなかったのだろうか。本章では、クレルルーキアという語自体を手がかりにして、この問題にアプローチする。

ここに、前五世紀アテーナイの植民市の内、⁽¹⁾アポイキア、アポイコイ、クレルルーキア、クレルルーコイ、エポイコイ、いずれかの表記がある植民市の例を拾い上げ表2にまとめた。

まず、表2を横に見ていくと、ある植民市について複数の出典がある場合、この表を見る限りにおいてはそれに該当する植民市は一〇例あるが、そのうちそれぞれの出典の表記が互いに一致する例は三例しかない。ポテイダイアはエポイコイ、レスボスはクレルルーコイ、ヘステイアイアはアポイコイとアポイキアである。アポイキアはアポイコイの集合名詞なので、これを同一表記と見做す。一方表記が一致しない場合もある。一例を挙げれば、ブレアについては、碑文は、アポイキア、アポイコイ、と表記しているのに、プルータルコスはクレルルーコイと表記している。このような食い違いは、その他ケロンネーソス、エウポイア、ナクソス、トゥリオイ、アムピポリス、アイギーナの計七例確認される。つまり表記が食い違うことのほうが、一致する場合より多いのである。さらにごく稀ではあるが、同一出典内においても食い違いが確認される。プルータルコスはアムピポリスをアポイキアと呼ぶ一方で、そこに送られた者たちをクレルルーコイと呼んでいる。トゥーキュディデースはアイギーナへ送られた者たちをアポイコイともエポイコイとも呼んでいる。植民市あるいは植民者の表記法は、はなはだ錯綜していると言える。

別表 資料一覧

			植民の規模	植民の契機	先住民の処置	植民者の選出	土地の分配	植民の表現	同盟関係	軍役義務	軍事行動	納税義務	司法権	役人派遣	人の往来	同胞意識	植民観	土地経営	存在	
c 506	サラミス	ML 14				○		○		○		○		○	○			○		
		Thuc. 2.93. 1.								○										
		Thuc. 2.93. 4.								○										
c 506	カルキス	Hdt. 5. 77.	○	○	○			○							○					
		Hdt. 6. 100-101.	○								○									
		IG: ? 948. E. Kunze. 19f.									○									○
476	エーイオン	Thuc. 1. 98. 1.		○	○															
		Thuc. 4. 50. 1-3.									○									
		Thuc. 4. 102. 3-4.																		
		Thuc. 4. 104. 4.										○								
		Thuc. 4. 107. 1.										○								
		Thuc. 5. 6. 1-2.										○								
		Thuc. 5. 10. 10.									○									
		Plut. Cim. 7. 1-3.		○	○			○										○		

表 2 前 5 世紀アテーナイの「植民市」及び「植民者」の表記に関する史料の比較

K A = κληροῦντα
 A A = ἔκτοικα
 K I = κληροῦροι
 A I = ἔκτοικοι
 E I = ἔκτοικοι

年 BC	植民市名	Inscript 同時代 KI (IG. 1 ² 1)	Hdt 484-c420 KI (5. 77)	Thuc c460-c400 EI (4. 102. 2)	Andoc c440-390 AA (3. 9)	Aesch c397-322 AA (2. 175) AA (2. 127)	Diod 60BC-30AD AA (12. 22. 2)	Plut 50-120 KI (Per. 11. 5) EI (Per. 19. 1)	Paus c50-120 KI (12. 27. 5)	そ の 他
c 506	サラミス									
c 506	カルキス									
465	アムピボリス									
c 450	レムドノス イムテロス									
c 450	テンドロス									
447	ケロンネーソス									
447	エウボイア									
447	ナクソス									
446	ヘステイアイア									
445	アテ									
444 3	トカリオイ									
436	アムピボリス									
431	アイギーナ									
429	ボテイダイア									
427	レスボス									
416	メーロス									

- (1) Steph. Byz./Hesychios.
 (2) Dion. Hal. Lys. 1./Plut. X. Orat. Vit. Γ^o Lys. (Eh. 835C)/Aristoph.
 Av. 521./Aristoph. Nubes. 332./Phoebus./Straob. VI. 1. 14.
 (3) Polyain. VI. 53.

次に、表2を縦に見ていくと、サンブルの絶対的な少なさは否定できないものの、この表を見る限り、それぞれの出典の表記にそれぞれの癖があることが伺える。例えばプルータロス、パウサニアスはほとんどの場合クレールーコイを用いている。一方ディオドロスはクレールーコイを用いずアポイコイあるいはアポイキアを用いる。アンドキデス、アイスキネスの場合、一例を除いて他はアポイキアである。つまり後代の史料については、同一出典内の表記に偏りが認められるのである。それに比べて同時代的史料であるトゥーキュディデースや碑文史料には、アポイコイ、エポイコイ、クレールーコイがほぼ均等に用いてある。この事実から、後代の史料に見えるクレールーキア、アポイキアの使い分けは、著作者自身の恣意ではないかという疑いが生じる。従って同時代的史料と後代の史料との間には、表記の信憑性において断絶があるように思える。もしクレールーコイとアポイコイとの間に厳密な使い分けがあるとしたら、それを探るためには同時代的史料のみを材料としなければならぬだろう。

ところが、視野を同時代の史料に限定したとき、最大の問題が生じる。前五世紀と同時代の史料には、クレールーキアの表記が見当たらないのである。それが見当るのは、後代の史料においてである。表を見る限り、クレールーキアという語を用いているのはプルータルロスただ一人、しかも一個所のみである。また前五世紀の特定の植民市を指していないので

表には載せなかったが、ディオドロス (Diod. XV. 29. 8.) とイソクラテス (Isokr. Paneg. 107.) が同語を用いていることは事実である。

では、クレールーキアの語を記した同時代の史料が全く存在しないのかというところでもない。内容の曖昧なものではあるが、一例存在する (IG. I² 140.)。この史料は税金に関する規定であるが、断片であり、意味も不明である。製作年代も不明であるが、IG. I² では、前五世紀後半の章に掲載されている。肝心な個所は [κα]τῶν ἀποικιαῶν καὶ κληρουχῶν[ε]と復元されている。ここにはアポイキアとクレールーキアが併記されているために、この碑文が両植民形態の区別が確実にあった証拠とされている。⁽²⁾しかし逆に言えば、この意味不明の断片のみが唯一の証拠である。⁽³⁾

その他、アリストパネスの喜劇「雲」においては κληρουχικῆν という語が確認されるが (Aristoph. Volk. 203-206.)⁽⁴⁾これがクレールーキアを意味しているとは思えない。⁽⁵⁾

さらに、前三七七年の第二次アテーナイ海上同盟結成碑文が問題になる。ここで注目したいのは、以下の取り決めである。(1)自由と自治及び国政決定権の保証、(2)駐留軍 φρουρὰ と役人 ἄρχων の派遣禁止、(3)貢納金 φόρος 徴収の禁止、(4)同盟諸市の領土における土地財産所有権 ἐγκτήματα の放棄及び獲得の禁止。ここには前五世紀にデロス同盟の忠誠を

損なわせた不和の原因を繰り返さないことを明記し、現在の
あるいは将来の同盟諸ポリスを安心させるといふ、アテーナ
イの意図が伺える。⁵⁾従つて禁止事項の裏返しだが、前五世紀の
状況を示唆していると思われる。そのうち第四の事項は、ク
レールーキア建設の禁止に該当すると考えられている。⁶⁾とこ
ろが *κλήρουχια* という語は公式文書たるこの碑文には刻ま
れなかった。もしクレールーキアが先住民の土地を奪ひ当該
地を監視支配するための装置ならば、そしてクレールーキア
が当時軍事植民を意味する専門用語であつたと考えるなら
ば、まづもつてそれが名指しで禁止事項の一つに数えられて
しかるべきではないだろうか。ここにそれが無いということ
は奇妙なことである。

以上のような史料の状況から見れば、クレールーキアとい
う語自体前五世紀には存在しなかつたのではないかと疑いた
くなる。⁷⁾

ところで、クレールーキアの構成要素と見做されるクレ
ールーコイという語は、十一個所で確認される。しかもアイ
キネス、プルータルコス、パウサニアスと言つた後代の史料
に見られるのみならず、碑文史料、ヘーロドトス、トゥーキ
ュデイデース等の同時代的史料にも四例確認される。このこ
とこそ、前四世紀の史料によつて規定されたクレールーキア
概念を前五世紀植民市に適用することを容易にしてきた最大
の原因であつた。

以上が古代人による植民市表記の実体である。このような
状況から見れば、前五世紀に同時代人によつてクレールーキ
ア概念が確認されていたか否かは、クレールーキアの構成要
素がクレールーコイと見做せるか否かにかかつて来るように
思える。

註(1) 実際には、前六世紀末のサラミス、カルキス植民も含める。

というのも、これら植民市は前五世紀クレールーキアの模範
にされたと考えられ (Bisolt & Swoboda. op. cit., S. 1271.)
前五世紀クレールーキアとともに扱われることが一般的だか
らである。もつとも、サラミス植民に関しては、クレールー
キアと見做すか否か異論のあるところではあるが
(Schulthess. op. cit., SS. 817-818/Graham. op. cit., p. 168.
n6/ML. 14. pp. 26-27.)

(2) Graham. op. cit., p. 169/Schulter. op. cit., S. 15.

(3) この碑文は IG. s. p. 129. 116v. AJ IG. 1^a 140. (掲載せ
れてゐる。問題の箇所は九行目である。(IG. s. p. 129. 116v.)
この碑文に関する研究書は、管見の限りでは見当たらない。問
題の箇所はこの印刷に従えば確かに [τρά]σ ἀνοικίας καί
κλήρουχια[ε]と読める。しかしいくつかの疑問もある。復
元通りに読むとして、文脈の中でアポイキアとクレールーキ
アとの区別は具体的に何を意味するのか。IGの編者がこの
碑文の製作年代を前 465/405/4. とした根拠は何か。今手
元にこれらの疑問に答えるだけの材料がないために、この問

混同して使用していたと説明された (Graham. op. cit., p. 169)。この解釈に従えば、トゥーキユディースによるアポイコイ、エポイコイという表記は無視され、母市市民権を保持する植民者からなる植民市は即ちクレールルキアであるとする理論に従って、前五世紀アテナイ植民市の内十六例がクレールルキアであったと見做されてきた。ところが、公式文書である碑文史料にも、唯一の不確かな例を除いて、ついにクレールルキアの語が現れなかったことは今見た通りである。それにも係わらず、十六の植民市をクレールルキアと見做すことは、不自然ではないだろうか。

史料の用語法を無視し理論を先行させる以上のような伝統的研究方法に替えて、その後この矛盾に関する研究は、逆に史料の用語法を尊重しクレールルコイの語で表記された植民に共通の要素を抽出することによってクレールルキアの定義付けを試みた (Gauthier. op. cit.; 長島、上掲論文/その他、Merit, op. cit., は、少なくともトゥーキユディースの表記法は正しかったと考える)。この研究方法の意義は、伝統的研究方法の用語法の無視というアポリアを解消したことにある。だが、この解釈に従えば、クレールルキアとは即ちクレールルコイから成る植民市であると無条件に見做してもよいのか、何故出典によって表記が食い違うのか、これら二つのアポリアは未解決のままである。

第三章 アポイコイとクレールルコイ

クレールルキアの構成要素をクレールルコイと見做すことは、果たして可能か。本章では、クレールルキアとクレールルコイ、アポイキアとアポイコイ、アポイコイとクレールルコイ、アポイキアとクレールルキア、それぞれの関係についての語源的なアプローチを試みる。

Prunt によれば¹⁾、アポイコイとはよその土地に移住して行く人々の意味であり、アポイキアは *emigrant* を表す集合名詞にすぎない。またそのような植民者はエポイコイとも呼ばれ、それは *immigrant* であり、追加植民者を意味することもある。植民市が建設されたとき土地は普通籤によって分配されたので、分与地 (クレールロス) の保有者は、クレールルコイである。従って語源的解釈に従えば、同じ植民者が違った観点から、アポイコイともエポイコイともクレールルコイとも呼ばれ得るのである。エポイコイに関する解釈は別として、アポイコイとクレールルコイとは視点を變えて表現された同一人物であるとする解釈は注目に値する。

従来両語の決定的な相違は、母市市民権の有無に係わると解釈されてきた²⁾。つまり両語は互いに相容れない対語と見做されてきたのである。しかしこの解釈は、上記の語源的解釈と矛盾する。また語意自体が、母市市民権に関するこの決定

的な特徴を示していないのは解せない。従来の解釈に従えば、名が体を表していないのである。

ではアポイコイ、クレールーコイ兩語の相違は一体どこにあるのか。トゥーキユディデースが何故レスボス植民についてだけクレールーコイと表記したのかという問題を通してこの問題を考えてみたい。

「植民する」という行為に関するトゥーキユディデースの語彙は、ディオドロスやプルタルコスと比較して豊かであり、表現は三つのパターンに分類することができる。

- (1) 「(植民市)を建てた」：前四三六年の*アムピポリス* (4. 102. 3-4.)
 - (2) 「人々が住み付いた」：スキュロス (1. 98. 2.)、ヘステイアア (1. 114. 3.)
 - (3) 「人々を送り出した」：前四六五年の*アムピポリス* (1. 100. 3/4. 102. 2.)、*アイギーナ* (2. 71. 2.)、*ポティダイア* (2. 70. 3-4.)、*レスボス* (3. 50. 1-3.)、*メーロス* (5. 106. 2-4.)
- 以上の分類から見て、植民する行為の諸側面それぞれに対して異なった表現があることが分かる。

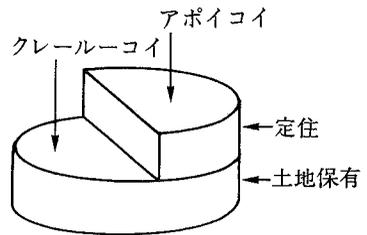
パターン(1)とパターン(2)においては人々が植民市に住むことがその言葉自体から明白である。ところがパターン(3)においては、送り出された人々が実際にそこに住み付いたかどうかは、それ自体からは不明である。それを伝えるのにトゥー

キユディデースは慎重であった。というのは彼の記述には必ず「そして彼等は住み付いた」という説明が付されているからである。ところがレスボス植民に関してだけは例外である。そこにはクレールーコイを送り出したという記述はあっても、彼等がそこに住み付いたという説明がない。その代わりに年2ムナの土地賃賃に関する説明が付されている。レスボスへ送られたはずの二、七〇〇人のクレールーコイに関して従来多くの詳細な研究がなされているが、彼等が実際にそこに長い間留まったかどうかは論議的であった。このような状況と経緯から判断すれば、トゥーキユディデースは土地所有者を送り出すことと実際に彼等がそこに住むことを厳密に区別していたのであり、アポイコイとクレールーコイとの違いはトゥーキユディデースにとっては、植民市における土地所有者がそこに住むか否かにあったのではないかと考えられる。このように考えれば、用例の实体と語源との整合性が得られる。

つまり、植民者は、「移住」という観点から見た場合アポイコイ（離れて住む者達）と表現されることができ、「土地所有」という観点から見た場合クレールーコイ（分与地所有者達）と表現されることができる、それぞれ二つの要素を持っていた。定住する植民者（アポイコイ）は常に土地所有者（クレールーコイ）であったからアポイコイという表現の中にはクレールーコイという要素が常に含まれていた。しかし、

レスボス植民については土地所有者が住み付かないためにアポイコイと呼べる要素が欠落している。彼等に残されたのは分与地所有者（クレールーコイ）という要素のみである。即ちアポイコイはクレールーコイの部分集合と考えることができる。従ってアポイコイをクレールーコイと言い替えることはできても、クレールーコイをアポイコイと言い替えることは必ずしもできないのである。この解釈に従えば、アテーナイの全ての植民者はクレールーコイであり、その内レスボス植民者と恐らくカルキス植民者とを除いた残り全ての植民者はアポイコイとも呼ばれ得たことになる。

さて、クレールーキアとクレールーコイとはいかなる関係にあったか。アポイキアがアポイコイの集合名詞であるのと同様に、クレールーキアはクレールーコイの集合名詞である。ところが今示したようにアポイコイはクレールーコイの部分集合であるから、クレールーキアは無条件にクレールーコイからなる植民とは言えない。何故なら場合によっては（むしろ大抵の場合）アポイコイからなる植民もクレールーキアと呼び得るからである（これはもちろんアポイキアとも呼び得る）。この関係を図示すれば、次のようなものになろう。



註(1) Brunt. op. cit., p. 73.

(2) cf. Busolt & Swoboda. op. cit., S. 1269/ML. 66. p. 181.

(3) この理論の本来の根拠は「クレールーコイが例えは、「クバイステイアに住むアテーナイ人 (G. II^e 1222.)」「サラミーナに住むアテーナイ人 (G. II^e 1009.)」「リュエリナに在るアテーナイのデーモス (Bull. hell. IX. 54. 58. 63.)」「イムプロスに在るアテーナイ人のデーモス (G. II. 1353.)」としては表現されることにある。このことから「クレールーコイは母市市民権を保持したアテーナイ人であると考えられた (Schultheis. op. cit., SS. 823-824./Busolt & Swoboda. op. cit., S. 1276.)」。第一章で述べた如うに「このに掲げられてゐる史料は、全て前四世紀に属する。前五世紀の植民に関しては、實際様々な傍証によつて十六の植民市については母市市民

民権の保持が確認されている。しかし注意すべき点は、あくまで理論が最初に存在し、その理論を証明するために様々に傍証が試みられたという事実である。

ところで、植民市研究に市民権問題がクローズアップされる理由は、領域編成の仕方に関するギリシアとローマの比較にあると思われる。アテナイはついに領土的併合を行わず、同盟諸市を階層的に編成することはなかった。このことは、帝政期のローマが諸都市を *Colonia, municipium* と言った法的に定められた階層的秩序に編成していったことと対照的である(森谷公俊「古典期アテネの帝国支配」『歴史学研究』別冊特集一九八三、一一)。市民権問題の重要性に意義を申し立てるつもりはもちろんないが、市民権を基準とする植民形態の分類は、ローマ史研究的発想からの借り物と言えそうである。

(4) 不在地主化説 (Jones. op. cit., pp. 175-176)。Graham はこの説を部分的に認めるが、クレールルーキア一般に当てはまるとは考えていない (Graham. op. cit., pp. 180-181)。トゥーキユディデースの語法 *ἀρέσθαιον* からクレールルーキイが送り出されたのは事実であると見るのが一般的である (Schulthess. op. cit., S. 826)。一方では Jones は *ἀρέσθαιον* を二回目に過剰なとして反論する (Jones. op. cit., p. 175)。レスボスにクレールルーキアがいつまでいたか、という問題に関する手がかりは、シユティレーネー人とクレールルーキイとの間の何らかの土地の授受を伝える碑文史

料 (IG. ¹² 60.) とアンテナイポーンの法廷弁論「ヘロデース殺人」(Antiph. 5. 77-79.) だけである。前四二五/四年説 (Gomme. op. cit., II. p. 330./Meiggs. op. cit., pp. 260-261./p. 317.) 前四二二/一年説 (Brunt. op. cit., pp. 82-84./Erxleben. op. cit., S. 100.) 前四〇六年説 (Gauthier. op. cit., p. 66./長島、上掲論文、九頁)。諸説の内容に関しては、長島、上掲論文五—九頁に詳しい。いずれの説を取るにしても、他の植民市に比べると、植民者の滞在期間が短く、Gauthier の言葉を借りれば、レスボス植民は、*provisoire* なものであった (Gauthier. op. cit., p. 70.)。

(5) 従来言われている通り(長島、上掲論文二三頁)、トゥーキユディデースにとってクレールルーキイとは駐留軍を表す概念であったのか。クレールルーキイと駐留軍を直結して理解するか否かは、クレールルーキア概念に直接関わる重要な点である。実際面から見るかぎり、確かにレスボスのクレールルーキイは駐留軍の性格をもっていた。しかし、トゥーキユディデースは「彼等も *φρουρα* あるが *φυλακή* と専門用語で呼ばず *κλινοδοχοι* (分与地保有者) と呼んだ。つまり、トゥーキユディデースは彼等を駐留軍とは呼んでいないのである。彼はあくまで「籤に当たったクレールルーキイ(分与地保有者)」を送り出した (Thuc. 3. 50. 2.) と言っている。従って、レスボスのクレールルーキイは確かに駐留軍の性格をもっていたが、トゥーキユディデースがクレールルーキイを駐留軍を意味する語として認識していたとは見做せない。クレールルーキイと言

う語の中には、駐留軍の意味合いはない。それがあるのは、クレールキア概念の中である。

結 論

以上の考察から次の結論が得られる。クレールキア概念は前四世紀以降の史料に依拠して形成されたものであり、前五世紀の同時代的史料にクレールキアの語がほとんど見い出せないことから、トウキユディース等同時代人がその概念を実際に認識していたとは考えられない。アポイキア、クレールキア両語の相違は母市市民権の保有に係わるものではなく、前者は移民という観点から、後者は土地保有という観点から、それぞれ「植民市」を意味する語である。同様にアポイコイ、クレールコイ両語もそれぞれの観点から「植民者」を意味する語である。従って両語は互いに重複する場合が多く、レスボス植民とカルキス植民とを除いて植民者はアポイコイともクレールコイとも呼ばれ得る。同一植民者が史料によってはアポイコイ、クレールコイとまちまちに表記されるのはそのためであろう。トウキユディースにとってクレールコイとは、定住の要素を持たず土地保有という要素だけを持つ植民者であったが、史料の年代が下るにつれて両語の厳密な区別がなくなっていくと考えられる。

前五世紀に建設されたアテーナイの植民市が条件によって

いくつかの形態に分類され得ることは当然である。しかしアポイキア、クレールキア両語が古代において“*Aktenkolonie*”, “*Militärkolonie*”, という相異なる二種類の植民形態を示す用語であったとは見做せない。いわゆる「クレールキア概念」に見られる用語法は、たかだか今世紀の学者が植民形態を分類するために古代語から借用して造り上げた、いわば指標語と見做すべきもので、歴史的事実とは言えないであろう。